

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年11月1日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) イオンタウン株式会社

(イ) ホーマック株式会社

(ウ) JA三井リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺区八日町一丁目300番地

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成18年8月21日、平成21年2月21日及び平成23年11月21日

オ 変更の理由 会社の吸収分割による移管及び小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年8月23日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関店 一関市山目字泥田89番地ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年10月3日

オ 変更の理由 小売店舗の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年10月3日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所